

土 木 環 境 委 員 会 記 録

<第 6 号>

令和 8 年 第 1 回 沖 縄 県 議 会 （ 2 月 定 例 会 ）

令和 8 年 3 月 19 日 （ 木 曜 日 ）

沖 縄 県 議 会

土 木 環 境 委 員 会 記 録＜第 6 号＞

開会の日時

年月日 令和 8 年 3 月 19 日 木曜日
開 会 午前 10 時 0 分
散 会 午後 2 時 44 分

場 所

第 2 委員会室

議 題

- 1 乙第 19 号議案 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第 20 号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
- 3 乙第 21 号議案 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第 32 号議案 工事請負契約について
- 5 乙第 41 号議案 訴えの提起について
- 6 乙第 42 号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 7 乙第 43 号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 8 乙第 44 号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 9 乙第 45 号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 10 乙第 46 号議案 損害賠償の額の決定について
- 11 請願令和 6 年第 6 号外 4 件及び陳情令和 6 年第 72 号の 4 外 87 件
- 12 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長	仲 里 全 孝
副 委 員 長	糸 数 昌 洋
委 員	喜屋武 力
委 員	下 地 康 教
委 員	又 吉 清 義
委 員	中 川 京 貴
委 員	山 内 末 子
委 員	新 垣 光 栄
委 員	當 間 盛 夫
委 員	比 嘉 瑞 己
委 員	瑞慶覧 長 風

欠 席 委 員

なし

説明した者の職・氏名

環 境 部 長	多良間 一 弘
環 境 保 全 課 長	與 儀 喜 真
環 境 保 全 課 基 地 環 境 対 策 監	嘉 数 江美子
環 境 整 備 課 長	與那嶺 正 人
自 然 保 護 課 生 物 多 様 性 推 進 監	玉 城 純 子
環 境 再 生 課 長	横 田 恵次郎
保 健 医 療 介 護 部 薬 務 生 活 衛 生 課 班 長	津 波 昭 史
企 業 局 長	宮 城 力
総 務 課 長	志喜屋 順 治
配 水 管 理 課 危 機 管 理 室 長	福 元 淳

○仲里全孝委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本日の説明員として、環境部長、企業局長外関係部局長等の出席を求めてお

ります。

まず初めに、乙第21号議案沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、企業局長の説明を求めます。

宮城力企業局長。

○宮城力企業局長 委員の皆様、おはようございます。

本日はよろしく願いいたします。

それでは、企業局所管の議案につきまして、スマートディスカッションに掲載されています土木環境委員会議案説明資料により、御説明いたします。

ただいまお手元に表示しました、資料の2ページを御覧ください。

乙第21号議案沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、災害復旧等のため、他の地方公共団体等から派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給できるようにする等の必要があることから、条例を改正するものであります。

改正内容については、今後、大規模災害が発生した場合、災害対策基本法の規定に基づき、災害復旧等のため、他の地方公共団体から中長期的に職員派遣を受け入れなければならない状況も想定されることから、企業局において派遣を受け入れたときに、知事部局において受け入れたときと同様に、派遣職員に対する災害派遣手当の支給を可能にするため、同手当を新設することとしております。

また、特地勤務手当に準ずる手当について、新規の採用に伴い特地等に転居した職員を支給対象に加えることとしております。

このほか、規定の整理を行うこととしております。

施行期日につきましては、公布の日としております。

以上で、乙第21号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲里全孝委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより、乙第21号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 乙第21号議案について、議案提出の理由についてもう少し詳しく御説明をお願いしたいんですが、これまで派遣、この災害復旧のための災害派遣手当というのはなかったということで、これをつくることで、別にそこに異存はないです。これは沖縄県全体、例えば災害復旧は、何も企業局だけがやるのではなくて、土木建築部あり、農林水産部でありいろいろあるんですが、ほかの部署も全体的にあるのかないのか。例えば皆さんだけじゃなくて、これ急遽こうなったのか、その流れはどうなっていますか。過去にあったような記憶があるものですから、企業局にはなかったのかなと思って。その辺と全体的な流れでは、どのようになっていますか。

○志喜屋順治総務課長 お答えいたします。

企業局においては、委員御指摘のとおり、これまで規定されていなかったもので今回改めて規定を制定することにしております。その経緯としましては、企業局は例年、総合訓練というのを実施しているんですけども、今回、総合訓練の実施に当たって、近年の他府県、大規模災害とか起こっている際に、ほかの自治体からの派遣を結構要請されているというところもありまして、本県でも災害が発生した場合に、受入れする必要があるだろうというところで、いろいろと中身を精査している中で、受け入れる際の手当の根拠となる条例にそういう規定がなかったということで、今回改めて、今後発生する可能性も否定できませんので、早急に規定を盛り込むような形で今回提案させていただいております。

知事部局におきましては、知事の配下におられる部局に関するところについては、別途沖縄県職員の給与に関する条例というものがございまして、もう既に、この災害派遣手当については規定されているところですので、農林水産部等については知事部局のほうの規定で支給されることになると思っております。企業局のほうで、そもそもなかった経緯につきましては、企業職員の場合は法律が異なりまして、地方公営企業法というもので規定されるものになっておりまして、その際の、今回の条例につきましては、旧自治省、現在の総務省ですけども、そこに準則というのがございまして、いわゆるひな形なんです

けれども、そのひな形の中に、この災害派遣手当に関する規定が規定されていなかったということで、企業局としては、準則フォーマットに基づいて規定されている中では、抜け落ちていたのだらうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○又吉清義委員 別に整備されてなければ、もうやるのが当然かと思いますので、どうして遅れたのかなということがあるので、本来ならば、企業局も知事部局も、一緒にやるのが一番の理想的じゃなかったのかなと。今まで災害がなかったからよかったかと思いますが、あってよいかと思います。そういった意味では、あれっと思って聞いている次第です。

そこでもう少し伺いさせていただきますが、例えば災害復旧等の支援ということなんですが、例えばこの災害復旧の支援で他の自治体から来る方々の仕事とか任務というのは、お互い行政指導であり、そういったものなのか、現場で実際ユンボをもってやるとか、資材を搬入するとかトロッコを持つとか、どのような業務をなさるのかなと、その辺がいまいち見えてこないんですが、具体的にどのような任務をしますか。例えば皆さん自体が災害が起きたからと、現場に行って指揮監督はしますが、工事現場を見るわけで、実際やるわけではないんですよ。どのような任務をするのかということで、その辺もう少し支援というのは、具体的にどのような支援をするのか。もう少し御説明できませんか。

○志喜屋順治総務課長 お答えいたします。

具体的に災害派遣に当たっての作業としましては、災害派遣を要請して、その要請先の事業体から受入れするわけですが、その際には我が県、それから企業局のほうの職員の身分を付与して、働いていただくことになりますので、その付与された自治体の計画に基づいて、その作業することになりますので、一概にどういう作業するというのはお答えできないんですけれども、これまでの事例としましては、そういった災害復興支援のための計画の策定ですとか、あと補助金を申請する際の補助申請書の作成ですとか、そういったものを事務的にやる作業もございますし、実際に現場で、その応急対応のための指揮監督とかそういったところの部分も、基本的にはそういった自治体の中で、業務として指示があれば、そういったふうなこともやることになるかと考えております。

以上です。

○又吉清義委員 多分事務手続、指揮監督が主になるのかなと思うんですが、ぜひやはりこういった災害復旧に関しては、例えばやはり全庁体制で取り組む姿勢もまだまだ弱いのではないのかなと、やはり他府県から来るんで、足りない分は来てくれて当然なんです、やはり地域の方々を可能な限り活用することによって、さらにスピーディーに進むのではないのかなと、ですからそういった意味でも、例えば皆さんの職員、またもしかしたらOB並びに全庁体制で取り組むことになって、私はさらにスピーディーにできるのではないのかと。ただ残念だけど、そういった全庁体制である姿勢がなかなか、いまいちピンとこないものですから、そういった皆さんもこういう復旧作業に関しては、やはりぜひ全庁体制できるように、各部局、そういったところで、常にミーティングもして、やはりそういった万全の体制を期する中で、そういった派遣要請もするかと思います、そういう中で進めていくというふうに理解してよろしいのかな。

○宮城力企業局長 他県から職員を受け入れるという状況下にあっては、災害の規模が激しくて、甚大で、被害もかなり出ているというのが想定されます。これは企業局だけに限らず全庁体制で臨む必要がありますし、また県だけではなく、市町村ともより密接に連携した上で対応する必要があると考えておりますので、これはもう企業局としては、規定を整備して受入れができるようにするという今の条例の改正なんです、もちろん何かあった場合には、全庁的にこれに臨むということになるかと思います。

○又吉清義委員 なぜそういう聞き方をするかといいますと、やはりインフラ整備で、まず水がなければ、人間、まず命の最初の始まりですから、これも必要事項だし、そしてまた医療体制も、まずこの2つを充実させなければ、もう人命救助というのは非常に厳しいものであります。そこで非常に危険性があるのが、例えば県外から来た場合に道路網が遮断されて、行きたくても行けない分野も出てくるものですから、ですから私はこれもやりながらもう一つ、一歩踏み込んで、例えば民間の方々も逆に活用できないかと。そういった皆さんと一緒に一致団結して、民間の方が出る場合は、ほとんどボランティアなんです、逆に緊急時でそういった支援施策もやりながら行くと、さらに派遣したこともできないところはそういったので委任をすとか、そうすることによって、さらにスムーズにいきませんか。多分一番怖いのは、やはり分断をされて道路網が行けなくなった場合、行きたくても行けないんですよ。そういった

のもぜひ私はまたシステムがあったら、さらにスムーズにいくのではないのかと思って聞いている次第ですが、ぜひその分野まではないかと思うんですよ。あくまでこれ災害があった場合、民間の方々ボランティアで、任務として、皆さんから発令が来て、そういうのは任務として担当してもらえませんかとか、そういったシステムまで、私は今後体制をつくったらどうかと思うものですから、その辺、部長、いかがですか。まあとっぴなお話ですけど。

○宮城力企業局長 委員がおっしゃるとおり、何かあった際には、道路が通行できないという場合が想定されます。道路管理者にあっては、重要な拠点と拠点を結ぶ道路、これについてはすぐ復旧できるような計画も立てていて、たしか何十時間以内、あるいは3日以内とか、そういう細かな計画も立てていて、何かあった際の対応は今考えられているところではあります。ただ、実際にそうなったときに、どれだけ即応できるか、その際に民間の方々の御協力を得るというお話もありますが、これについては可否といいますか、担当部局のほうにもお話をしてみたいと思います。

○又吉清義委員 最後に提案ですが、やはり企業局の職員を派遣する、一日も早く改善するという立場で、やはりインフラで水が飲めないというのは非常に大変な重要事項になるわけですよ。そういった意味では皆さん、このコンテナみたいな、海水から取って水が飲めるようなシステム、やはりそういうのも充実させて各市町村で、皆さん、そういった災害復旧に対する復旧等、予備というんですか、そういうシステムも、もっとしっかりつくっていったらどうかと、例えば、車のバッテリーで十分人間が飲む水をつくれる機械システムもう結構多いんですよ。あんな大きいものじゃなくて。そういうのも、だからしかし残念だけど各市町村にそういうのはないと。そういうのもぜひ調査・研究してもらいたいなと。であれば最低限の命をつなぐ水ができれば、非常に何ていうんですか、我々は生き延びることができる。また対応も早くなると思いますが、そういった復旧支援に対しては、人的整備と、そういった環境面からも、両方整備が必要かと思いますが、ぜひ一緒に並行して、整備をしていたきたいなということで要望いたしますが。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から又吉委員へ論点を整理して質疑するよう指摘があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 それで、要望いたします。

大変失礼いたしました。そういうのを要望いたします。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 ぜひやはり議案の範囲内で質疑をお願いしたいなと思います。昨日からずっと関連するということでどんどん議論が広がりすぎて、時間がかかっているということは、委員長として、しっかりお願いしたいと思います。

今回は、災害復旧等のために他の地方公共団体から派遣される職員に対する災害派遣手当の支給に関する条例改正ということで、企業局としても、これまでの受入れ実績というのはどのぐらいあるんでしょうか。

○志喜屋順治総務課長 企業局の受入れにつきましては、大規模災害等がこの間発生していないということがありますので、基本的に受入れ実績はございませんが、東日本大震災の際に、三重県のほうに要請がありまして、企業局の職員を派遣した事例はございます。

○糸数昌洋委員 災害派遣手当なんですが、企業局に関しては日額、お幾らになるのか。

○志喜屋順治総務課長 災害派遣手当の額につきましては、それぞれ条件が異なる部分でありますけれども、例えばホテル等以外の施設を利用する場合の手当としましては、1日当たり3970円というふうになっております。

○糸数昌洋委員 災害派遣手当に関しては、この自治体間での、全国的にこの支給額の適用基準がそれぞればらばらで、格差が生じているという課題があるようです。この辺の議論というのは皆さんのほうで把握されていますかね。今回の日額基準というのは、他の自治体に比べて適切なかどうかというところは、確認が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○志喜屋順治総務課長 先ほど申し上げました、日額手当につきましては、人事委員会規則のほうで定められているところになりますので、人事委員会のほうでどのように定めているかというところ、こちらですみません、詳細な把握はできていないところですので、他府県の事例等についても、すみません、十分把握できていない状況です。

○糸数昌洋委員 ぜひこれ全国的にも問題になっているようですので、自治体間格差というところについては、調べて対応いただきたいと思います。

やはり沖縄の場合は離島県ですので、その離島等でこういう大規模災害が発生して派遣が必要という判断になったときのこの派遣コストの問題、これについてはしっかり考えていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○志喜屋順治総務課長 派遣に当たっては、その派遣に要する費用につきましては、旅費という形で、支出させていただいているところもございますので、職員の負担というのは特に生じないものとなっております。

○糸数昌洋委員 終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
下地康教委員。

○下地康教委員 これ受入れ側と、また派遣する側、同じような考え方でもってやらなければ、なかなか職員の士気も上がらないというふうに思うんですね。なので、これが今までなかったというのが、問題だなという点があります。

もう一つは、派遣することによって、例えばその業務を終えて職員が地元に戻った場合に、例えば精神的な障害とか、そういったものがあつた場合、参考のために私、質問するんですけども、そういったものの補償とか、そういったケアというのは、そういったのはどういうふうになるんですかね。例えば逆に県の職員が、企業局の職員が行って帰ってきた場合のそういったもののケアというのは、費用というのはあるんですかね。

○志喜屋順治総務課長 先ほどの事例で、派遣して、事例が1件あると話さ

せていただいた際の部分でいきますと特に、そういった派遣して、精神的負担が強かったとかの話ではなくて、逆にいろんな勉強になったという報告がありましたので、その部分で、基本的には派遣することに対してはいいことかなというふうに考えているところがありましたので、委員がおっしゃるとおり、負の部分も、今後事例としてあるかもしれませんので、その辺についてはどのようなケアができるのかということについては研究してまいりたいと考えております。

○下地康教委員 ぜひ、これは研究していただきたいというふうに思います。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

○仲里全孝委員長 以上で、乙第21号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

次に、環境部関係の陳情第72号の4外28件を議題といたします。

ただいまの陳情について、環境部長等の説明を求めます。

なお、継続の陳情については全定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

多良間一弘環境部長。

○多良間一弘環境部長 皆さんおはようございます。

よろしく願いいたします。

それでは、これより環境部所管の陳情につきまして、資料1、土木環境陳情説明資料により御説明いたします。

お手元に表示されている画面の2ページから5ページを御覧ください。

環境部所管の陳情は継続28件、新規1件、計29件となっております。まず、継続審査となっております陳情につきまして、処理方針の変更があった箇所を説明いたします。

表示画面の22ページを御覧ください。

陳情令和6年第161号与那国島の樽舞湿原の調査と保全を求める陳情につきまして、変更箇所を御説明いたします。

表示画面の23ページ及び24ページを御覧ください。

記の2につきまして、第2段落を、「また、令和7年11月には、沖縄県版レッドデータブックの改訂のため、樽舞湿原を含む与那国島において昆虫類等に関する植物に関する調査を実施し、希少種の生息・生育状況を確認しております。」に変更しております。

続きまして表示画面の52ページを御覧ください。

陳情令和7年第81号の3次世代を二度と戦場に送らないために日本国憲法及び子どもの権利条約の遵守を求める陳情につきまして、変更箇所を説明いたします。

表示画面の53ページを御覧ください。

記の1につきまして、従前の処理方針の前段に、「環境を健全で恵み豊かなものとして維持することは、憲法第25条第1項で規定される子どもを含む全ての国民の健康で文化的な最低限の生活を営む権利（生存権）の保障にもつながるものと認識しております。」を追加しております。

続きまして表示画面の66ページを御覧ください。

陳情令和7年第131号の4 令和7年度美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、変更箇所を説明いたします。

表示画面の67ページを御覧ください。

記の5につきまして、第4段落を、「県としましては、引き続き国立沖縄自然史博物館の役割、沖縄に設置する意義等について広く県民に周知するとともに、国への働きかけを強化するなど、国立沖縄自然史博物館誘致県民会議と連携し、県議会、市町村、県民等の協力の下、一丸となって国立沖縄自然史博物館の設立実現に向け取り組んでまいります。」に変更しております。

続きまして表示画面の68ページを御覧ください。

陳情令和7年第179号那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書への知事意見作成に関する陳情につきまして、変更箇所を説明いたします。

表示画面の69ページを御覧ください。

記の 1 及び 2 につきまして、「県は、那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書について、沖縄県環境影響評価審査会からの答申を全て反映し、また、那覇市、浦添市及び宜野湾市の関係市長の意見を勘案するとともに、住民等意見にも配意して、令和 8 年 1 月 21 日付けで知事意見（6 項目 148 件）を述べております。当該知事意見では、工事が完了した後の土地または工作物において行われることが予定される事業活動が、環境影響評価法または沖縄県環境影響評価条例の対象事業となる場合は、同法または同条例に基づき手続が必要となることから、供用に伴う事業活動を明らかにし、具体的かつ網羅的に準備書に記載することまた、供用に伴う事業活動等が同法または同条例の対象事業とならない場合であっても、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業活動等については、自ら環境影響評価を実施することに努めるよう意見を述べております。加えて、本事業の実施区域及びその周辺では、本事業以外の埋立て等の事業計画があることから、これら事業計画に係る情報等を収集し、それぞれの実施時期を踏まえ、複合的及び累積的な影響を勘案して、本事業の環境影響評価を実施するよう意見を述べております。」に変更しております。

次に、新規の陳情 1 件につきまして、処理方針を説明いたします。

表示画面の 71 ページを御覧ください。

陳情第 15 号政府に対し米軍が P F A S 汚染源を認めた事実の公表を求める陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

表示画面の 72 ページを御覧ください。

当該陳情につきましては、記の 1、記の 2 とともに保健医療介護部及び企業局と共管となっております。

記の 1 につきまして、3 部局で同一の処理方針とし、令和 7 年 12 月 19 日に防衛省等から県の立入り申請の米軍回答について説明がされた際に、県からも国に対し米軍回答の原本の提供について要望したところです。しかしながら、国からは、今回示しているものが出せるもの全てであるとの回答でした。

記の 2 につきまして、環境部が行った普天間飛行場周辺の汚染源調査結果等から、P F O S 等の汚染源は同飛行場である蓋然性が高いと考えており、これまでも国及び米軍に対し、県の立入調査を認めることや原因究明調査及び対策を行うことについて機会あるごとに要請してきたところです。

米軍基地内の立入調査については、令和 7 年 12 月に防衛省から示された米側の回答や見解へ対応すべく、現在、関係部局において、その内容の確認を進めており、再度の立入り申請に向けて検討しているところです。国においては、県の考えをしっかりと米側で調整していただきたいと考えているところで

すが、基地提供者としての責任、国民の命と健康を守る責任として、国としても原因究明調査及び対策を実施していただきたいと考えております。

また、記の2につきましては、保健医療介護部及び企業局の各部局から説明いたします。

○津波昭史保健医療介護部薬務生活衛生課班長 保健医療介護部薬務生活衛生課の部分を読み上げたいと思います。

記の2につきまして、P F O S等問題の抜本的な解決に向けては、汚染源の究明と対策の実施が必要と考えており、保健医療介護部からはこれまで令和3年12月に、主な汚染源と考えられるキャンプハンセンの立入りを申請しておりますが、米側の回答では、調査の結果を日米双方が適切に評価することができる環境基準がないことや、米軍施設等が汚染源であることを示す科学的根拠が明確なサンプル調査のデータが不足していること、県から供給される浄水に切り替えたことなどの理由により、立入りを許可しないとされたところです。そのため、立入り申請に関する米側の回答や見解に対応するため、現在、関係部局において、その内容の確認を行い、再度の立入り申請に向けて調整を進めているところです。

保健医療介護部の説明は以上です。

○福元淳企業局配水管理課危機管理室長 それでは企業局の部分について、記の2につきまして御説明いたします。

P F O S等問題の抜本的な解決に向けては、汚染源の究明と対策の実施が必要と考えており、企業局からはこれまで2回、主な汚染源と考えられる嘉手納基地への立入り申請をしておりますが、米側の回答では、調査の結果を日米双方が適切に評価できる環境基準がないことや、米軍施設等が汚染源であることを示す科学的根拠が明確なサンプル調査のデータが不足していることなどの理由により、立入りを許可しないとされたところです。

そのため、立入り申請に関する米側の回答や見解に対し、対応するため、現在、関係部局において、その内容の確認を行い、再度立入り申請に向けて調整を進めているところです。

企業局の説明は以上です。

○多良間一弘環境部長 以上、環境部関連の陳情について処理方針を説明いたしました。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長　これで環境部長等の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

なお質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、陳情番号等あらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また質疑、答弁に際しては、挙手により、委員長の許可を得てから行い重複することがないように、簡潔に要領をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員　最初に22ページ、令和6年161号の与那国島の樽舞湿原の陳情です。処理概要方針の変更があって、レッドデータブックの改訂のために調査を行ったとあるんですが、この調査結果について、詳しく御説明をお願いします。

○玉城純子自然保護課生物多様性推進監　お答えいたします。

樽舞湿原での調査ですが、沖縄県版レッドデータブックの改訂のために、令和7年11月に樽舞湿原を含む、与那国島におきまして、昆虫類と維管束植物に関する希少種の生息・生育状況調査を実施しております。調査結果の詳細につきましてはまだ年度内で報告書がまとまっておりませんので、令和7年度末に明らかになる予定となっております。この調査結果なんですけれども、令和8年度、現在のレッドデータブック第4版の改訂を行っておりますので、改訂版の第4版沖縄県版レッドデータブックにおいて活用をする予定でございます。

○比嘉瑞己委員　もう3月19日で年度末だと思うんですけれども、調査前と比べて、何ていうんですか、この希少種が増えているのか確認、大まかな説明でよいですので、そのランクも高い地域ですが、方向性としてはこういった方向の調査結果になりそうですか。

○玉城純子自然保護課生物多様性推進監　調査におきまして、概要版ですけれども、樽舞湿地で確認された種は、昆虫類ですと、トビイロゲンゴロウ、ヨナグニサン、維管束植物ですと、オオバケアサガオというものが確認されてお

ります。

以上です。

○比嘉瑞己委員 待ちたいと思います。ほかにも陳情者からは鳥類とか、貝類とかもあるんですが、そういった希少種については調べないんでしょうか。

○玉城純子自然保護課生物多様性推進監 今回調べたのが昆虫類、維管束植物になりまして、その他確認された種としましては、カワセミですとか、あとはヤエヤマイシガメ、それとヌノメカワニナなどが確認されております。

○比嘉瑞己委員 国指定の鳥獣保護区でもありますのでしっかりと保全に取り組んでいただきたいと思います。

続いて54ページの、令和7年第89号浄化槽放流水の地下浸透放流についての陳情を聞きたいと思います。

この間勉強会も行って、少しずつ理解を深めているところですが、まだ、私も完全ではないので、よろしく願いいたします。最初に今回、陳情者は、今回の要綱改定が、地下放流によってそのサンゴ礁への影響を心配しているわけですね。県のやったことは必要以上の緩和ではないかというのが趣旨だと思います。そこで最初に聞きたいんですけどこの地下浸透放流水、水質をどのように緩和したんですか。改定前と改定後の説明をお願いします。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

まず、前提として、改定前も改定後も浄化槽の放流水を地下浸透することは原則禁止としております。その上で、水質基準についてやむを得なく、地下浸透する場合には、BODの基準が10ミリグラムパーリットル以下。窒素も10ミリグラムパーリットル以下のところを、BODを20ミリグラムパーリットル以下の基準に変更したものとなっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 窒素はどうなりますか。

○與那嶺正人環境整備課長 今のところは今回の地下浸透については窒素の基準は設けていないということですけれども、BODが除去されることで、連動して、そこについても浄化されるものと考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 BOD、この水の汚れの単位だそうですが、もう倍以上。窒素はこれまで5ミリという、規制があったんですけども、これも規制をなくしたということだと思います。もう一つ確認ですけども、この合併浄化槽が普及してきているのでというのがあるんですけども、この合併浄化槽、規模が幾つかあると聞きました。どういった規模があるんでしょうか。

○與那嶺正人環境整備課長 合併浄化槽の規模自体は、その建物を使用する人数と、床面積とか、そういったところで人槽が決定されるんですけども、今回については、501人槽以上については、BOD10ミリグラムパーリットル以下という基準を継続して、500人以下のものについては、先ほど説明したBOD20ミリグラムパーリットル以下に、改正したものとなっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 この500人以上の浄化槽というのは、一般的なものなんですか。それともホテルとか、こうした大規模な建設に伴うものなんですか。

○與那嶺正人環境整備課長 一般的なサイズでいえば、中規模なホテル、ちょっと抽象的なんですけれども中規模のホテル等に設置されるもの程度だというふうに考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 一般のこの合併浄化槽は何人規模になるんですか。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

一般的な家庭であれば、10人槽以下というふうになりますけれども、アパート等であれば、50人槽以下、失礼しました50人槽であったり100人槽だったり、そういった規模になってくるものだと考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 アパートでも、やはり50とか100ですよ。そういった意味で、500人以上の合併浄化槽というのは、中規模とはいえ相当な量だと思います。こうしたホテルからの地下浸透水が、それだけ海に流れていくサンゴ礁への影響が心配だという指摘は、もっともだと私も思います。今回は陳情者、白保のほうから上がっていますけれども、ホテル建設も近くであるみたいなんで

すが、こうしたホテル建設の関連で、要綱の改定を行ったんですか。

○與那嶺正人環境整備課長 ホテルの建設とは関係なく、宮古島などのように、放流先がなくて浄化槽の設置ができないとか、ほかにもサンゴ礁の地形になった大東島とか、そういったところで、地下浸透等が行われていますけど、そういった県全体の状況を勘案して改正を行ったものとなっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 続いて、この要綱改定の今おっしゃった基準の変更の根拠を聞いていきたいんですけども、地下放流水の水質を、10ミリをBOD20ミリにした。この根拠は何ですか。

○與那嶺正人環境整備課長 答えいたします。

浄化槽法で定められた基準というふうになっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 一方で、このサンゴ礁への影響を心配されているわけですよね。皆さん環境部ですよね。このサンゴ礁への影響という意味では、この浄化槽の基準を守ればサンゴ礁も守れるという理解なんですか。

○與那嶺正人環境整備課長 この浄化槽法に基づく20ミリグラムパーリットル以下、これについては環境基本法でいう未然防止の考え方、そういったものを勘案して、この環境基準を達成できるということを見越して設定された数値になっておりますので、その濃度で放流されて、公共用水に入って、サンゴ礁に到達する際には、影響はないものと考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 浄化槽法だったり、環境基準のお話がありました。環境基準というのは、必ずしもこのサンゴ礁の生態系を保全する基準とは言えないと思うんですよね。皆さんサンゴの保全も取り組んでいると思うんですけども、サンゴ礁の生態系を保全するためには、例えば窒素、今度条件を設けていないわけですけども、どれくらいがふさわしいと環境部として考えていますか。

○與那嶺正人環境整備課長 環境部として陳情者が提供している、衛生環境

研究所が出しているレポートなどがあるのは把握していますけれども、基本的に、公共用水の保全のために、下水道施設、集落排水施設、浄化槽、それぞれが各法令の基準を守って放流することで、環境基準が維持されることで、サンゴ礁の生態系も保全されるものだと考えております。

以上です。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、答弁漏れの確認があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

與那嶺正人環境整備課長。

○與那嶺正人環境整備課長 サンゴ礁を保全するために示された明確な窒素の基準はないものというふうに考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 先ほど皆さん、陳情者のお話もあって、この沖縄県衛生環境研究所がその数値示しているはずですよ。何て書いているんですか。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

同レポートでは、全窒素は0.08ミリグラムパーリットル以下というふうに示されておりますが、一つの基準、目安として、指針値として示されているところですよ。

以上です。

○比嘉瑞己委員 大切な指針だと思いますよ。皆さんの取組でね、これやってきて少しずつサンゴのほうも守られていっているのに、今度の要綱改定によって、悪い影響が出るんじゃないかと心配しています。皆さんこれまで、この要綱をやっていく中で水質が改善されてきたということも説明していますよね。そうであればね、これまでの基準というのが効果が出ているわけだから、その効果を守っていくために基準そのまま続けていくべきだと思うんですよ。なんでわざわざ緩和するんでしょうか、いま一度教えてください。

○與那嶺正人環境整備課長 基本的に御説明した、前に説明したとおりであ

るんですけれども、環境基準の達成状況が向上しているということと、地下水の硝酸性亜硝酸性窒素が下がってきている状況を踏まえて、県全体の浄化槽の在り方というのを踏まえて、改正を行ったところとなっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 視点がね、サンゴ礁を守る、自然を守るために皆さんというのは基準をつくって守らせているのに、わざわざ緩和する必要があるのか。改善されてきたから、だったらなお続けていくべきですよ。なぜわざわざ緩和するんですか。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

浄化槽の要綱改正前の施設につきましては、トレンチという放流水を分散させて地下浸透する、そういった設備を設置するという形になっていたんですけれども、その設備を設置するためにはすごい広い土地と費用がかかるということで現実的に設置している施設はほとんどございません。そういった中で宮古島市においては溜枧方式ということで、地下に浸透しないために溜枧を設置して、その溜枧をまたバキュームカーで吸って処理すると、放流するという方法が取られたと。ただそれだとバキュームカーで吸って放流するために、非常に費用負担が増えているということで、現実的にどういうふうにやられたかというところの溜枧に穴を開けて地下浸透放流する、地下浸透させていた、というような状況があるということでございます。そういった中の状況において、そういった我々のほうも、この改善を求められた必要性があったわけですが、まずトレンチそのものがどういったものかということ、合併処理浄化槽以前の単独処理浄化槽におきまして、その放流水の、以前の一時処理治水を地下浸透することによって、水質を確保するという目的で、地下浸透を均等にさせるための装置だったわけです。ですからこれは合併処理浄化槽という形で水質が向上している中において、このトレンチを設置させること、単独浄化槽に対して義務づけしたものを、この合併処理浄化槽にやることが過剰じゃないかというようなこともあって、水質の状況とか改善状況でありますとか、合併処理浄化槽の普及状況、それから現在の水域、海域とか地下水の水質であるとか、そういった状況も踏まえながら、特に宮古島市において浄化槽の設置費用が非常に負担がかかっているという状況も踏まえながら、我々としては、過剰な基準になっているんじゃないかということで、今回このトレンチのものを廃止したということでございます。それに伴って合併処理浄化槽のものについては、法律どおり、BODを20というものに戻したというところでございます。ただ

一方で501人槽以上については、規模が大きいということで、また水質汚濁防止法でも特定施設に該当しているということもありまして、これにつきましては、従来どおり、BOD10という形で残しているというところでございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 この住民の経済負担の問題は別問題だと思いますよ。それなら対策をやるべきですよ。皆さんもサンゴ礁自然を守る観点で、この規制をつくっているはずなんだから、そこに立脚するべきだと思います。BOD20ミリにしたと言っても今回規模が違うわけですよ。500人以上のこのリゾートホテルの水が、この地下水を通って海水に流れていく。白保のサンゴ礁をめぐってはこれまでの空港問題とかもあってね、島の人たちがあれだけ守ってきたのが、本当にこれでサンゴに影響がないと言い切れるのか、ということが問われていると思います。陳情続きますのでこれしっかりと継続していきたいんですけども、もう一つこの手続を、観点で聞きたいと思うんですけども、今言ったこの白保のサンゴ礁への影響については、皆さん本当に検討はきちんとされたのか。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

同ホテルの計画につきましては保健所のほうに、事前相談はあったと……。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質問の趣旨について確認があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

與那嶺正人環境整備課長。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

改定の手続につきまして、基本的に公共用水の達成状況とか、先ほど説明した水質の状況を確認するとともに、土木事務所や宮古島市等にも意見照会を行って、その手続を経て改定を行ったということになっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 次聞こうと思ったんだけど、サンゴ礁への影響は調査した

んですか。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

浄化槽の処理水については、法律上、公共用水域に放流してよいということになっておりますので、今回地下浸透を行うに当たって、地下水に与える影響を中心に検討を行って、評価を行ったところでは、そこで硝酸性亜硝酸性窒素の減少傾向等を確認した中で、そういった改定手続を行ったということになっております。

○比嘉瑞己委員 サンゴ礁への調査をやっていないということですよ、地下水しかやっていない。答弁があった——その土木建築部や宮古島に意見照会したとありましたが、こういった回答が来ましたか。対応はどうになりましたか。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

土木建築部においては、基準はなるべく変えないでほしいという意見があったということを確認しております。宮古島市についても、専門家の意見を聞くと、検討してほしいという意見があったと伺っております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 続いてこの要綱改定について、これ議決事項ではありませんでした。皆さんのほうで改定ができるわけですが、この改定に当たって、環境審議会、この専門家の意見は聞きましたか。

○與那嶺正人環境整備課長 要綱が行政の内規、内部手続に係る要綱になっておりますので、基本的に今回の改定については専門家の意見は聞いておりません。ただ評価を行ったこの環境基準の達成状況や地下水の状況等については、毎年環境審議会の中で報告を行って、確認いただいているというその結果を引用した形で検討しております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 部長ね、環境審議会の意見も聞いていない、白保のサンゴ礁への影響も調査をしていない、これとても拙速な改定だったと言わざるを得ません。皆さん持続可能なとか、沖縄県の今、振興計画の議論もされていますけれども、一番大切にしなければいけない私たちの自然じゃないですか。今回

の改定についてはいろんな問題点があると思います。一旦改定はされてはいるんですけども、改めてこれ見直す作業を始めるべきではありませんか。

○多良間一弘環境部長 我々はこの改定に当たりまして、いろいろサンゴの……海水の状況ですかね、公共用水域の水質の状況を確認しております。基本的にBOD20で出すのは浄化槽だけではありません。下水道とかも全部表流水で側溝等で海域へ放流されます。集落排水も同じようにそうされます。地下浸透されない浄化槽も同じように海域へ出されます。ですから地下浸透して、たとえ海に染み出ていったといっても同様な影響の程度しかないと考えております。そうした中において、海域の水質が悪化していないということで、サンゴ礁への影響は生じていないだろうということで今回判断してやっているところでございます。ただ一方でそういう形で不安があるということもありますので、我々としては地下水の状況、それから公共水域の水質の状況、これは定期的にモニタリングしておりますので、そうした状況を見ながら、また今後改定が必要かどうかというものについては、その辺り見ながら判断していきたいというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 BODだけではなくてこの窒素の問題でも、沖縄県衛生環境研究所も、0.08ミリがいいんだと言っているわけですよ。それを皆さん撤廃してしまう、本当にサンゴに影響ないと言い切れるんですか。思うだけでは、これ取り返しのつかないことになると思います。引き続き審議していきたいと思います。

終わります。

○仲里全孝委員長 これで比嘉瑞己委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 浄化槽の問題ですけども、現在、家庭用污水处理の処理方法というのはどういうものがありますか。

○與那嶺正人環境整備課長 平成13年度以降は、浄化槽の設置については合併処理浄化槽に統一されておりました、法で規制されておりました、それ以前の単独処理浄化槽が残っております、その2つになっております。

以上です。

○下地康教委員 単独処理槽と合併処理槽の比率といいますか、整備されている、そういったものを把握されていますか。

○與那嶺正人環境整備課長 令和6年度末の状況としまして、単独処理浄化槽が55.1%、合併処理浄化槽が44.9%となっております。

以上です。

○下地康教委員 家庭用の処理槽、処理に関しては、合併処理槽、単独処理槽以外に下水処理がありますね。比率というのはどういうものですか、3つの処理の比率というのはどういうものなんですか。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

下水道が64.8%。集落排水が3.7%。浄化槽につきましては27.4%となっております。

以上です。

○下地康教委員 27.4%のうち、先ほど合併処理槽、単独処理槽、比率があるということよろしいですかね。

○與那嶺正人環境整備課長 そのとおりです。

○下地康教委員 単独処理槽の処理した水の放水の方法を教えてください。

○與那嶺正人環境整備課長 単独処理槽につきましては、し尿について、浄化槽で処理して、公共用水に放流されます。それ以外の生活雑排水についても未処理のまま、公共に排水されるような形となっております。

以上です。

○下地康教委員 単独処理槽の放水基準水質というのはどういうふうになっていますか。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

し尿の処理能力が90ミリグラムパーリットル以上の処理能力を有することということで、明確な基準としてではなくて、その能力を備えることという基

準になっております。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員から処理した水を自然界へ返す場合の基準値はないのかとの確認があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

與那嶺正人環境整備課長。

○與那嶺正人環境整備課長 その数字がBOD90ミリグラムパーリットル以下ということになります。

○下地康教委員 単独処理槽の処理方法を教えてください。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

し尿についてはBOD90ミリグラムパーリットル以下に処理された後に放流されますが、生活雑排水については未処理のままで放流してよいということになっております。

以上です。

○下地康教委員 生活雑排水の処理もせずに放流しているのは、これ影響はあるんですか。環境に対する。どういうふうに判断しますか。

○與那嶺正人環境整備課長 法的な規制はないので、浄化槽法の対象外だというふうに考えております。

以上です。

○下地康教委員 今の段階では生活雑排水の法的規制がないというふうになっているので、どこにでも放流していいという理解でよろしいんですか。

○與那嶺正人環境整備課長 家庭用のものについては基本的にそのようになるものと考えております。大規模な水質汚濁防止法などの規制、特別に受けるものについては、その基準を守る必要があるという考えです。

○下地康教委員 家庭用の生活雑排水に関する放流基準は今のところないという理解でよろしいですね。

○與那嶺正人環境整備課長 そのとおりです。

○下地康教委員 単独処理槽の場合は、その汚水を処理すると、汚水のみを処理するという理解ですよね。その放流基準といいますか、自然界に返す基準はどうなっていますか。

○與那嶺正人環境整備課長 先ほど説明いたしました、BOD90ミリグラムパーリットル以下となっております。

○下地康教委員 合併処理槽についてですけれども、その合併処理槽の仕組みを大まかに説明していただきたいと思います。

○與那嶺正人環境整備課長 合併処理槽につきましては、し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽となっております、処理能力としてBOD20ミリグラムパーリットル以下を達成することとなっております。

以上です。

○下地康教委員 ある時期から単独処理槽の設置は禁止。全て合併処理槽を設置するというふうになっていますよね。処理水の合併処理槽の処理基準と単独処理槽の、汚水のみ処理の基準はどういうふうになっていますか。比較して。

○與那嶺正人環境整備課長 先ほど説明しました数字で処理が行われれば、単独浄化槽のほうが合併浄化槽よりも4.5倍、汚濁が高いというふうになります。

以上です。

○下地康教委員 その生活汚水の処理能力というのは合併処理槽のほうが高いというふうな理解でよろしいですよね。

○與那嶺正人環境整備課長 そのとおりです。

○下地康教委員 合併処理槽の処理水を、今まで、県内で、自然界に放流する場合の放流する場所はどこだったんですか。

○與那嶺正人環境整備課長 一般的には敷地近辺にある側溝とか、公共用水域に放流するというのが一般的になっております。
以上です。

○下地康教委員 公共用水というのは、具体的にどういうものですか。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。
河川や海域を表しております。

○下地康教委員 海に放流していいというふうになっていきますか。

○與那嶺正人環境整備課長 接続の形態によりますが、その場合もあると考えております。

○下地康教委員 海に放流する場合の、その環境に対する影響というのはどういうふうになっていきますか。

○與那嶺正人環境整備課長 河川に放流する場合と同じ基準というふうになっております。
以上です。

○下地康教委員 私が聞いているのは、処理された水がですよ、海に放流された場合の影響というのはどういうふうに考えていますかということですよ。

○與那嶺正人環境整備課長 公共用水域に放流すれば、一般的には雨水等も含めて流れてくる河川水で、もしくは海域の、海水に希釈されるなどして、拡散していくものというふうに考えております。
以上です。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員から影響をどのように捉えているかとの確認が

あった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

與那嶺正人環境整備課長。

○與那嶺正人環境整備課長 答えいたします。

単独処理でし尿のみ処理されて、生活雑排水がそのまま流れていくものは高い影響があるものと考えていますし、合併処理浄化槽で処理されたものについては、基本的には影響は小さいというか、問題ないというふうに考えております。

以上です。

○下地康教委員 それと合併処理槽で処理された水が公共水域に放流可能だと。下水処理の水というのは、合併処理槽と比べて、その基準というのはどう違うんですか。

○與那嶺正人環境整備課長 浄化槽については先ほどから説明していますように20ミリグラムパーリットル以下ということですが、下水道につきましても、BOD15ミリグラムパーリットル以下というふうになっております。

○下地康教委員 環境部として、下水処理で処理された水と、お水をですよ。基準値、聞いたんですけれども、放流された水に関しては、環境的に影響に対する捉え方というのはどういうふうに捉えていますか。

○與那嶺正人環境整備課長 答えいたします。

環境省の中央環境審議会の資料によりますと、合併浄化槽は処理能力が優れており、下水道に並ぶ生活排水処理施設の一つであるというふうに示されております。

以上です。

○下地康教委員 それでは、合併処理槽で処理された水、それと下水事業で処理された水というのは、同等、もしくはそれ以上の、環境に対する影響がないという理解をしているというふうに思っております。

○與那嶺正人環境整備課長 おっしゃるとおりです。

○下地康教委員 最後に、皆さん方が、今回基準を変えたというのは、合併処理槽に関する基準というふうに理解してよろしいですか。

○與那嶺正人環境整備課長 答えいたします。

おっしゃるとおりであります。単独処理槽について地下浸透する場合には従前の規制がかかっている状況となっております。

以上です。

○下地康教委員 要するに、単独処理槽に関しては、従来どおりの基準でしっかりと処理していただきたいと、すると。合併処理槽に関しては、処理された水は、公共用水に流すようなことができない。また、不経済といった場合においては、地下に浸透して、可能だということですね。そういう理解でよろしいですか。

○與那嶺正人環境整備課長 そのとおりです。

○下地康教委員 宮古地区において、合併処理された水が、これまで処理された水も公共用水に流しますよという基準があったにもかかわらず、この溜枳を、底を抜いて地下浸透させていたという現状があったんですね。それをしっかりと改善するために、合併処理槽においては処理された水は地下に浸透できますよというふうな基準を変えたということではよろしいですか。

○與那嶺正人環境整備課長 そのとおりです。

○下地康教委員 以上で終わります。

○仲里全孝委員長 下地康教委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 関連しますので私、もう一度、同じ陳情の第89号から、質疑をさせていただきます。浄化槽の緩和した部分なんですけど、原則禁止されている部分を緩和しているわけですよ。それについてもう一度答えてくださ

い。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

要綱の改正前も原則禁止としており、改正後についても、地下浸透は原則禁止としております。

以上です。

○新垣光栄委員 そういった中で緩和して、大幅に500人槽まで緩和したと、そういった中で先ほどサンゴに影響がないと思っているということなんですけれども、私は思っているのでは通らないと思うんですけど、その根拠はちゃんとあるのかどうか。お伺いします。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

環境基準の達成状況のモニタリング結果というふうになっております。

以上です。

○新垣光栄委員 私は今後の影響を考えると環境評価の、ちゃんと調査もして、土木も懸念している、宮古島市も懸念している状況で、モニタリングだけでは、これは未来の、どうなるかという予測は、サンプリングだけでは、不足していると思います。しっかり根拠を示すためにも、しっかりとした環境評価の調査をしてから判断すべきではないかなと思っていますので、しっかりやっていただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

先ほどもお答えしましたけれども、環境部としましては環境基準等を達成しておりますので、サンゴ礁への影響はないというふうに考えているところでございますけれども、今後も地下水、それから海域の環境の達成状況、水質の状況については、しっかりモニタリングして、その状況を見ながら今後検討したいというふうに考えているところでございます。

○新垣光栄委員 モニタリングではなくて環境評価の調査を入れて、もう一度改めて検証してもらいたいということです。皆さんは浄化槽法では問題ないですよと、皆さん環境部ですよ、環境法、今までの環境を整えていくという部分でしっかり大きな目線で、改正等にも臨んでいただきたいと思います。そしてまたトレンチの構造を廃止したのは、その設備とか、基準が過剰ではないか

ということで廃止していますけれども、比較検討することもなく、ただ、過剰ではないかという思いで、先ほどの答弁を聞くとですね、改正したということは、私、本当に皆さんの判断が正しかったのか心配になってくるんですけどどうでしょうか。

○與那嶺正人環境整備課長 その基準を設けて以降、基本的に設置された事例がないということで、現実にはそぐわないという判断の中で、過剰というふうに判断しております。

以上です。

○新垣光栄委員 そういった比較、検討もしないまま、過剰ではないかということで設置したということは、本当にもう一度再検討すべきではないかなと思っています。そして以前また、この海域に対して、都心部と自然を守るところ、やはり那覇市部分とヤンバルとか座間味島では違うと思うんですよ。座間味島でも、水道局が、ウミガメが生息する地域に排水を流そうということで、これを断念して、海域に影響が出るだろうということで、施設を変えたわけですよ。そういった意味でも、もう一度検討して、やはり都心部、この排水が流れるところと違うと思うんですよ、生物を守るためにも、ウミガメとかサングということで、地域によってもこの基準は、検討する基準は違うと思っていますので、その辺も含めて考えていただきたいと思うんです。どうでしょうか。

○多良間一弘環境部長 まず基本的に、法律で定めているBOD20という値は、環境に影響を及ぼさない値、要するに環境基準を達成するという基で設定されているものというふうに考えております。その上でいろいろ環境基準の上乗せ、排水基準とかそういったものにつきましては、海域が閉鎖性であるとか、そういった部分で判断されるという形になると考えております。

もう一つ、地下浸透に関しましてはあくまでも、他の放流が困難と、水路とかそういった部分に放流ができないという地域においてのみ、そういう地下浸透というのを認める形で来ておりますので、非常に数が限定されるという部分もあるのは我々そこも考慮した上で、改正の部分は考えてきたというところでございます。

○新垣光栄委員 もう閉じてさせていただきますけれどもこの問題については、これは住民からの要請だったと思うんですよ。ホテル側からの要請ではないと思いますよ。今までの、皆さんはホテル側からの要請に合ったような基準

をつくってしまったということです。これ言い過ぎたかもしれないんですけども、そういった意味でも、規模を限定したりすると、そういった感じにしか捉えられませんので、そういった意味でも、しっかりもう一度検討すべきではないかなと思っていますので、よろしくお願いします。

次に、北部管内におけるギンネムの駆除に関してお聞きします。陳情番号が第72号の4、8ページになります。8ページの（7）、ギンネムの駆除に対する現状はどのようになっているのか伺いたします。

○横田恵次郎環境再生課長 お答えいたします。

ギンネムの駆除に係るマニュアルを作成しまして、関係機関とか、市町村とか、そういったところにそのマニュアルを配布して、駆除しやすいようにということで配布しているところです。

○新垣光栄委員 今、そういった状況だと思うんですけども、実際にこういったマニュアルを作成して配布しております。そういった中でこのギンネムに限らず、この外来植物、現状としては、北部のほうに北進しているのか、抑えられているのか、伺いたします。

○玉城純子自然保護課生物多様性推進監 外来種の植物に関しましては、ツルヒヨドリですとか、アメリカハマグルマなどについて対策を行っているところです。

以上です。

○新垣光栄委員 今抑えられているのかということ聞いたんですけども、こういうパンフレットとか配って対策をやっているんですけども、そういった結果、北進が抑えられているかということなんですよ。

○横田恵次郎環境再生課長 ギンネムは、土地の従物という形になりますので、基本的に土地の管理者ですとか、所有者が実施するという状況になっています。基本的には、先ほども言いましたけれども、従物であるということがありますので、その土地を持っている方が対処しないことには進まないという状況がございます。

○新垣光栄委員 そういった中で、私は、成果はもう出ていないのではないかなあと思っておりますので、実際パンフレット等を配布するだけではなく、

具体的に予算化して、環境部のほうで事業を実施したらどうかと、前回も提案したんですけれども、もうそういう時期に来ているのではないかなと思うんですけれども。そうじゃないと、どんどんどんもう北部、世界遺産までギンネムが繁茂してしまう状況になっていくのではないかなと危惧しているんですけど、どうでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長 すみません。繰り返しになるんですけれども、ギンネムは、土地の従物であるという考え方がございます。ですので、ギンネムが生えないようにするのは、土地の管理者、もしくは所有者が実施すべきこととなっておりますので、そういった事業というか、そういったことがちょっと難しいというふうに認識しております。

○新垣光栄委員 だからこそ外来植物対策を県が、何と言いますか、住民が、その土地の所有者がやるにしても、やはりそこが難しいから外来植物対策、外来動物対策は、行政でやるべきではないかと言っているのに、これは所有者がやるべきだと言ったら、もうここで県のそういった政策が終わってしまうと思うんですけど、どうですか。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

課長が言っているのは、民法上、土地に存在している植物とか、ギンネムに限らず植物とかそういったものは、この土地の所有者あるいは管理者の財産という扱いになります。ですから県が勝手にそういったものを駆除したりはできないというところがあるわけです。ですから、まずは土地の所有者、管理者に、このギンネムの駆除というものについて理解してもらってやっていただくということで我々はマニュアルを作って、そうしたものの防除についてお願いをしているというところでございます。

○新垣光栄委員 この対策として先ほどパンフレットを配っていると。そして具体的にどのような手法でやればギンネムが減っていくとか、そういうのまで研究されているのか。

○横田恵次郎環境再生課長 マニュアルではギンネムに対して枯死させるための駆除に関する手法と、ギンネムの種子から繁殖を抑える、拡散抑制に関する手法で構成されております。またその中でも駆除する場所における薬剤の使用の可否や適用対象範囲の規模などに応じた手法などを説明しているところで

ございます。そういったマニュアルを作成して、所有者もしくは管理者が駆除しやすいようにということでマニュアルを作成したところであり、そのマニュアルに基づいて駆除していただきたいと思っているところでございます。

○新垣光栄委員 そういったこのギンネムの対策を、今聞いて分かりました。そのほかでいろんな外来植物対策が今後出てくると思います。自然環境を守るために、そういった意味でもしっかり外来植物対策をやっていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

○仲里全孝委員長 これで新垣光栄委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 初めに、私も陳情第89号、55ページ、合併処理の浄化槽の件があったんですが、私はまたこれをちょっと違った方向性で聞きたいと思います。下水道とか、そういったものをきれいにして、一旦海に流した場合に、微生物が発生しないということで、魚がいなくなっているという、これは環境省のほうは調べたことありますか。大きな影響があると、きれいにしたものを海に流したら、微生物が発生しなくなるということ。

○與儀喜真環境保全課長 内地のほうで、やはり冬場になるとそういう栄養が少なくなることがある海域があったりする場合に、その状況に応じて、この類型指定というんですけど、この環境基準のレベルのほうを、そういった状況があるんであれば見直していいというような方針の変更が最近あったところではありますけれども、沖縄県内でそういう微生物が少ないといった状況が生じているといったような状況は、こちらとしては把握しておりません。ないと考えております。

○喜屋武力委員 私も市議会の際に、これを調査しに瀬戸内海のほうに行ってまいりました。瀬戸内海で、海がきれいになってしまって、微生物が発生しないということで魚がほとんどいなくなって、養殖をしなければ魚が捕れない状況になっているということを勉強してきたんですけどね。きれいになってノリとか、ああいったものはできるんですけど魚がいなくなるらしいんですよ。ほとんど。いかに下水道を設置して、海をきれいに……。微生物が発生し

なくなったおかげで、沖縄県、本島周囲内の魚が減少しているのはそれが影響あるんじゃないかなということも考えられますので、環境部として、これも踏まえて下水道に関してはもうちょっと力を入れて勉強してほしいなということが、私からの提案です。今後、対策として勉強して、ちゃんとやってですね、どれを取るか。

○與儀喜真環境保全課長 公共水域、海や川の水の監視ということでやっている中ではBODのほかにも、大腸菌数ですとか、そういう生物的な指標、ものも見ております。一方、重金属とか農薬とかも見ていまして、いろんな種類のものを物質など測って、一応確認しておりますので、それらの中で、今おっしゃったような事例と関係するようなデータなどが出てくるかどうかなど、情報収集をした上で、これまでに調査に必要なものがあれば追加もしますし、モニタリングは続けていきたいと考えております。

○喜屋武力委員 ぜひよろしくお願いします。

次に進みます。

陳情第78号11ページ、市町村による最終処分場の整備に関する陳情、中城村と北中城村の清掃組合から出ているんですが、その後、県のほうとしてはどのような対応を行ったのか、お聞かせください。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

同陳情については、中城村と北中城村が灰溶融施設を休止して、この出てきた灰を、民間の最終処分場に委託していいですかという質問があった際に、県としては、法律の解釈として、市町村は法律上、最終処分場を整備する努力義務がありまして、必ずしも整備しないといけないわけではなくて民間委託も可能というような解釈になっておりますので、それを中城村と北中城村に回答したというものになっております。

以上です。

○喜屋武力委員 その後、中城村と北中城村の処理、どういうふうに行われているのか、これを教えてください。

○與那嶺正人環境整備課長 その後、民間の最終処分場で処理されている現状になっておりまして、また将来は、浦添市と合わせ処理しまして、それをセメント会社でセメント原料としてリサイクルするというような計画となっております。

ります。

以上です。

○喜屋武力委員 これは浦添市と一緒に、これを処理するということ
でよろしいですね、今後は。

○與那嶺正人環境整備課長 浦添市が現在建設を行っておりますものに統合
されるような形になります。

以上です。

○喜屋武力委員 もう一つだけ、陳情第192号41ページ、悪臭、これも多分沖
縄市の問題だと思うんですが、これも下水道じゃなくて浄化槽の問題ですよ
ね。その後沖縄市の対応、前回沖縄市が対応していくということになっていた
んですが、これは、あれからどのような対応がなされたのか。

○與那嶺正人環境整備課長 浄化槽の污水管が漏れているということが問題
になっているんですけども、沖縄市のほうが中心に、補助金等も持って下水
道への接続を促しているところでありまして、県においても、地形的に、下水
道に接続できないところには浄化槽に転換してくださいという普及啓発を行っ
たり、また周辺の大型ホテルでまだ下水道につながっていないところについ
て、保健所のほうで旅館業法というのを所管していますので、その立入りの際
に、下水につなぐように指導を行ったりということで、着実に進めているとい
うところですけども、この接続件数については、年度初めに会合を持ちます
ので、そのときにまた進捗確認したいと思っています。

以上です。

○喜屋武力委員 これは、下水道管が通っていないところが多いんですか。

○與那嶺正人環境整備課長 基本的には、下水道の本管が通っているので各
家庭が接続できる状況にあるというふうに伺っています。

○喜屋武力委員 この中で、下水道につなぐようにという説明と、この補助
金が幾ら出るよということは、これはどこがやっているんですか。

○與那嶺正人環境整備課長 基本的には沖縄市のほうで所管していますの

で、行っていると。その中で、保健所のほうでできるところ、サポートしながらというか、連携しながらやっているというような形になっております。

以上です。

○喜屋武力委員 保健所はたしか県の管轄ですよ、保健所が訴えられているのに、沖縄市にあなたたちのほうでやってくれと言うだけでは、県のほうは何もやっていないような感じで私は思うんですが、県のほうも保健所が訴えられているってことは、県も一緒になって動いて補助金の内容説明もちゃんと説明して、やはり距離があるところに対しては、補助金が幾らまでとしか決まっていけないものですから、それをつながない人もいますよ。それをやはりもう少し増やすか、あれをする対策をしないといつまでも解決しないと思うんですけど、どうでしょうか。

○與那嶺正人環境整備課長 なかなか解決には時間がかかると思うんですが、年何回か、県の下水道環境整備課、あと中部保健所と沖縄市の関係課が集まって情報交換を行っています。その中で、どのような役割分担ができるかということで、話し合っただけでそれを着実に進んでいるというところになっております。

以上です。

○喜屋武力委員 距離があってもどうしてもこの下水道管につなぐ予算が、費用がかかるということで、つながない人に関しては、合併処理の、県が進めている浄化槽の補助金がありますよね。そういったものを利用させたらどうですか。

○與那嶺正人環境整備課長 環境省からの補助金と、それに市町村の補助を上乗せする形で各市町村やっておりますけれども、現在こちらについては、下水道の整備予定区域になっていきますので、それ以外の場所、おっしゃるように接続できない箇所についてはそういった補助金も必要になってきますので、それを活用するように、沖縄市にはその都度説明しているところにはなっておりますので、その辺をまた促進しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○喜屋武力委員 私が言っているのは、距離によって、合併処理の浄化槽を

入れる予算より、多くかかるところもあると見ているんですよ。そういったものに関して合併処理の浄化槽で対応できないかと聞いているんですよ。どうですか。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

下水道の接続については沖縄市の所管になっていきますので基本的に詳細な金額についてまでは、把握していませんので、その辺についてもまた今後、協議していきたいと思います。

以上です。

○喜屋武力委員 もうこれも長年の間これもめていることですので、早めに対応できるように、力を入れていただくようお願いして終わります。

○仲里全孝委員長 これで喜屋武力委員の質疑は終わりました。
休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後 1 時30分再開

○仲里全孝委員長 再開いたします。
午前に引き続き質疑を行います。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 50ページの陳情第74号からお願いしたいと思います。

びっくり仰天したんですが、ここのマンションのPFOS・PFOAの例の泡消火剤についてなんですけど、皆さんの回答で泡消火剤についてこれを替える義務はありませんよとうたわれているものですから、まずお互いこのマンションの消火剤、消火器、これから見ると、ここは2000年11月にマンションを造ったとき、やはり泡消火剤を購入をさせられてこれを持っていると。ということであれば、2000年以前のアパートの消火器というのは全てPFOS・PFOAになるかと思うんですが、これについて具体的にやはり、持っているのは持っているでこれ事実として仕方ないんですが、県としてこれ替えるとか、そういった規制云々は全くないのか、まず1点目その確認からです。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

過去にこのP F O Sを含む泡消火薬剤が、使われ、設置されていて、それが使われていることについてそれを切り替えないといけないということはありません。ただ、管理というか、年数として、大体この泡消火薬剤は8年とか10年で劣化するということがありますので、それを機会に切り替えていただく必要はあるかと考えております。

○又吉清義委員 確かに消火器の寿命10年ごとに大体替えないといけないんですけど、ただ私が問題視しているのは、お互いやはり環境をよくするという中で、この泡消火剤があることが分かりながら、それ以前の方々がそのまま持っていて、適当に捨てたらまずいんじゃないですかと。みんななった場合に、やはり県もこれを把握をして、全てをできると言いませんけど、どのように処理をするべきであるか、例えば、県としてもどのようなお手伝いがあるか、やはりその辺を進めないと、私は例えば下水道に捨てておけてしまったら、えらいこっちゃになるぞと思ったものですから、その辺の対策について、県も何ができるか、私は協議しないと環境問題、まだまだP F O S・P F O A問題でもめている中で、そういう問題も発生していきませんかということを懸念しているんですが、その点いかがですか、皆さんの今後の考え方として。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監 泡消火剤を含む消防設備等については、消防設備設置者の責務で切替え等行っていただくというのが適当と考えております。

あと、更新が必要な機会というのがありますので、その機会に新しく、P F O S等を含まない薬剤に切替えていただくということが必要だと考えています。県のほうでも、こういった泡消火薬剤を設置している事業者等について、この機会を含め切替えを進めていただきたいということで文書等、発送したところがあります。

○又吉清義委員 確かに民間のものであるから、どうのこうのと言えないのもこれも事実ですよ。ただしかし、あることが現実ですよと、それを我々民間だけで解決できない場合、国や県を挙げて、いかに何ができるかでやらないと、多分野ざらしにされてしまうと将来的によくないのではないのかなと、取り替えたときに施設で、例えばそのままだここにポイ捨てとか置いていたりする場面が出てくる可能性も十分あるわけですよ。この消火器が腐れるまでですね。正直言って、10年、20年で腐れませんか、ただいつまでもあること自体、よくはないと、だから実態把握の調査であり、そういうのを手がけて、どのよう

にこれが解決できるかという私は知恵であり工夫を県のほうも音頭を取ってやっていたほうがいいのかなと、何も金出せとは言いません。そういったものと別です。まず現実的に、こんなにもあったのかと思ってびっくりしているものですから。そういった問題を今後、我ら環境問題として避けては通れない問題ですから、その辺もテーマとして、皆さんも対応策をどうあるべきか、やはり考えるべきではないのかということで聞いておりますが、部長どうでしょうか。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

民間等におけるこの泡消火薬剤につきましては、処理方針のほうにも書いたとおり法的な義務という形はないんですけれども、環境省、消防庁のほうにおきまして、入替えというものを推奨されているというところがございます。入れ替えた後のP F O S等については廃棄物として適正に処理される必要がありますので、これについては環境省のほうからP F O S等含有廃棄物の処理方法が示されております。また県内もそれを処理できる業者もおりますので、そういった形でこの適正処理について、我々としてもそういった処理の方法については周知しているというところがございます。

○又吉清義委員 ぜひ知恵を出してやっていただきたい。実を言うと古い建物で相変わらずこの2000年、2010年以前の消火器、結構古い民家にもゴロゴロしているんですよ。ということはこれも全部泡消火剤なんだと、私たちこれと別のものかと思っていたんですが、民間にもこんなに普及していたのかなと思ったんですね。私も意外だったものですから、聞いておりました。分かりました。ぜひお互い何ができるか、やはり環境をよくするという観点で、少し汗をかいてもらいたいなということを、ぜひ提言しておきます。

次、陳情第192号、41ページから43ページのものですけれど、この汚水の垂れ流し、先ほどの喜屋武委員からもありましたけど、年度初めにしか、この下水道と接続しているところは、皆さん先ほどの説明では、統計を取らないということだったんですが、9月ですか12月ですかね、結構多くの方々が、下水道施設でつないでいたかと思うんですが、去年皆さんが調査した結果では、沖縄市が下水道本管を通してそこでつないでいる方、つないでない方、どのぐらいの割合でしたか。

○與那嶺正人環境整備課長 先ほどお答えしたのは年度初めに、お互いで連携するために会議を持ったときに、沖縄市さんのほうから接続を終えた件数を確

認すると、そういった県の下水道も一緒に同席しての話ではあるんですけども。それを前回の委員会でお答えした形になっておりますが、その件数が、令和5年度末時点で227件把握しているうちの接続したのが129件ということで、全体の50%、下水道に転換を終えたというようなことをお答えしたところです。以上です。

○又吉清義委員 その後皆さん絶えず、やはり県としても、保健所から指導する中で指導していきたいという答弁いただいたんですが、その後何回か沖縄市とか、この地域の方々と詰めたこともあるんですか。

○與那嶺正人環境整備課長 沖縄市を含めた県の担当者、保健所もですね、年に3回開催して、この陳情者の方は保健所のほうに何度か来て、お互い話し合いをしたとか、そういったのが何回かあったというふうに報告を受けています。以上です。

○又吉清義委員 下水道本管ができた場合に接続をする、しないは指導はできるけど、つなぐ責務はないというふうに理解していいのかな。本人が決めるのであって、例えば、し尿処理であり、生活排水であり、私ははっきり責務かなと思ったんですが、どうも責任はないと、本人がその方が決めればいいんだということで理解していいのかな。

○與那嶺正人環境整備課長 責務については下水道の所管になりますので、細かいところは申し訳ないですが、把握できていないんですけども、この問題については、自分が排水している排水が、この漏れている污水管につながっているのかどうか把握していない方が、そういった住居が、数多くあるというのが問題だというふうに聞いておりますので、それを把握していない方々に今後周知していくのが、我々の役割だというふうに考えております。以上です。

○又吉清義委員 私ははっきり建売住宅のこの中で、この浄化槽があって、そこに行く間に漏れているとしか思っていないんですが、皆様がおっしゃる污水管から漏れているというのは、これは下水道に行く污水管なのか、浄水場に行く污水かなのか、私は浄水場じゃなくて、浄化槽に行く污水かとしか思っていないんですが、意見が食い違いあるんですが、どのように理解しています。

○與那嶺正人環境整備課長 復帰以前に、米軍統治下時代に設置された集合浄化槽に行く污水管の問題となっております。

以上です。

○又吉清義委員 ですから浄化槽そのものも設置をしたら、法的に清掃が、何回かやりなさいと、こういう責務もあったかと思います。でも、正直言って私もよく見て携わってきたんですけれど、もうほとんどやっていないのが現状です。

そして復帰後に行われた当時の10年間、15年間のスパンというのは建売住宅、ほとんど集合住宅です。例えば200件とか300件の中で、共同浄化槽なんですよ。だからこの共同浄化槽というのは、私たちの想像はるかに多いぐらいあって、やっているところやっていないところあるものですから、その辺は県も各自治体と把握をして、いかに進めることができるか。私はやはり環境部としても、下水道課と提携して、これもひとつ、汗かいたほうが、この環境問題もよくなるのかなと思いますけど、やはり環境部としてこの環境をよくしようという大きなテーマがあるし、やはりこういう中で一旦環境を壊してしまうと、もう直りませんよと。これ何回も言いますが、私の地域でこれあったものだから言っているわけ。うちの地域の井戸、全部全滅しましたよ。今でも飲めませんよ。ある公共物が来て、下水道管本管が来ない間、全部地下浸透でした。だからそんなにこだわっているんですよ。壊れたら直りませんよと。大腸菌は出るわ、臭いが出るわで。そこで下水道ができて初めて改善されましたけど、でも、いまだに飲める状態じゃないですよ。

ですから壊れたら直りませんということを、簡単じゃないということを、やはり一番環境部の皆さんが、私は自覚して、その辺を、先頭を持っていかに改善するかも知恵を出し工夫していただきたいことをぜひお願いしたい。非常にもったいない、あんなに地域でおいしい水だった井戸が、もう誰も飲めません、正直言って。これが現状です。ですから、やはりその辺もどんなですか、大変かと思いますが、ぜひ、皆さんが、誰かが旗振らないと、振らないと思いますよ。ぜひ皆さん頑張ってくださいたいんですが、どんなですか。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

浄化槽の問題につきましては、以前は、今おっしゃるようにいろいろ溜枳で、そのまま生し尿とか、そういったものをして、くみ取りとかでやっていたというのが、単独処理浄化槽というものになってきて、それから今はもう、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽というものだけって形に

なっておりまして、ただ、いまだに単独処理浄化槽とかもまだ残っている状態でもありますし、陳情にあるような、こういった昔の浄化槽の問題等もあります。

我々としては、こういったものを、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えといったものも進めながら、また下水道区域とのそういったすみ分け、そういったものを連携取りながら、しっかりこの浄化槽の問題についても取り組んでいきたいと思っております。

○又吉清義委員 ですからそれと関連して、少しだけ、また別の部分角度からお聞きいたしますけど、先ほどからもめている陳情第89号の54ページのもので、これも非常に残念だなと思うのが、やはりこれが単独浄化槽から合併浄化槽、そして、規制が現状維持じゃなくて少し緩和をするというのは、やはりそこにお金もかかるのは、これも現実問題で無視もできないのもよく分かります。皆さんでこういったものを進める事業の中で、例えば農林水産分野、農家排せつ物でしたかね。処理事業との莫大な予算があるんですよ。

しかし、実際はこれに使うんじゃないくて、排水溝であったり、道路整備こういったもので予算回っていくわけですよ。その辺は農林水産部とか農家の排水物、農家の処理場についての詰めとかそういうのやったことないですか。私はこの予算で、この造れないところは、これで補助金出して造ってあげたら負担も軽くなるんじゃないかと思っておりますけど。そういった打合せ云々したことありませんか。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から又吉委員に対して質問内容の確認があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

與那嶺正人環境整備課長。

○與那嶺正人環境整備課長 お答えいたします。

下水道も事前に計画区域というのを決めますし、集落排水も同じように計画区域を決めて、それ以外をカバーするために浄化槽というものを設置すると、それは各個人個人もしくは事業者が設置するということで、予算は別区分というふうになっております。

以上です。

○又吉清義委員 なぜそういうの聞いているのかというと、先ほど単価面で皆さん、そういった合併処理場で経費がそうになっていると。単独処理場より合併処理場のほうでやはり単価の問題がある、避けて通れない問題なものですから、そういったのがもし打合せできて皆さんの予算で使える予算じゃないですよと、農林水産部でこの事業の中に取り入れてこれができるのであれば、よくなりませんかと。私も正直言って非常に懸念をしているのは、一旦自然を壊してしまうとなかなか元に戻りませんよと、本当に、海とか、魚も少なくなった、そして、貝なんかも少なく、現状的なものですから、気づいたときには遅いですよと。ですから、皆さんがいかにしてできる方法があれば、まだ模索をしてもらえませんか、もういやできませんとぱっと切るよりは、これは僕ら議会も悪いんですが、正直言って、令和5年度にこの議案を私たちが通してしまっているものですから、これ議会も責任が出てくると思います。そういった意味でその辺の検討できませんかと、お願いしたいということです。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から又吉委員に対して質問の趣旨を明確にするよう確認があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 ごめんなさい、うまく説明できなくて。農林水産部でやっている農家排水集積事業の中に、環境部のほうからできない地域があれば、こういった手法も可能ですかと聞いているわけです。それだけです。

○與那嶺正人環境整備課長 先ほどお答えしましたように、農業集落排水につきましては農林のほうで見ておりますので、直接的な予算等のつながりはないので……。部としては連携しております。下水道を所管している土木建築部と農業集落排水を所管している農林水産部と浄化槽を所管している環境部、それぞれが連携して策定した美ら水プランというのがありまして、それに基づいて、県全域の汚水衛生処理率を高めていこうという総合計画がありますので、それに基づいて連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○又吉清義委員　ですから、そういった活動する中で、皆さん、一地域じゃなくて、そういった発想も柔軟くしてもらいたいというのを一応要望しております。

以上です。

○仲里全孝委員長　又吉清義委員の質疑は終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員　お願いします。

陳情第15号、新規の陳情です。P F O Sの汚染源の件ですけど、要旨としては、米軍のほうはそれを認めた、米軍由来だということを認めたけれど、その後国のほうではそうじゃないということも、ちゃんとした説明がないということで、この2項目出されていますね。

1項目が、政府と米軍はこれまでの県による立入り申請に対する米軍回答の全てを原文及び翻訳文で公開するという。この件につきましては皆さんの処理概要のほうは、環境も全てにおいて出せる範囲、国からは今回示しているものを、出せるもの全てだというふうな回答なんですけど、この全てであるということは、公表できないということなんですよね。この辺のもう少し具体的な回答の説明をお願いいたします。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監　お答えいたします。

12月19日に防衛省等から米軍側の回答について説明があったんですけれども、そのときに言われたのがこの内容でして、この米軍の回答として提示しているもの、これが今出せるものの全てということで、もうこれ以外はもうお答えはできないという形でした。

○山内末子委員　その後の報道の中で、米軍のほうから出しています、認めたと、米軍が基地の汚染源を認めたという報道、この件については皆さんのほうからは、どういうふうな経路でもってこの報道に至ったのか、そこをしっかりと求めていかなければならないと思いますけれど、その辺の経緯について、そしてその真偽について、しっかりそこは求めていかなければならないのかなと思いますけど、その辺についてはどのような形で求めているのかも含めてお願いいたします。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監 米軍基地がP F O Sの汚染源であることも認めていたという報道については承知しておりまして、この報道を受けまして県のほうから防衛局に対して、事実としてはどういうことなんだということを確認をしております。

回答としては、沖縄県による米軍施設等への立入り申請に対する米軍からの回答は、令和7年12月に米側の回答として示したとおりであって、米側とのやり取りの詳細については、米側との関係もありお答えを差し控えますという回答がありました。

○山内末子委員 米軍のほうはそういうような言葉を発することも多々聞いておりますけど、どちらかというと、国側のほうがそれを認めていないというような、後ろ向きな姿勢が見え隠れするんですよね、この件につきまして。

ですからそこをしっかりと、やはりそういう言葉が出てきたということは、米軍のほうも、ある意味、そこはしっかりと把握しているんじゃないかというところから、これから皆さん方がまた立入り調査についても、検討をやっているとは思っておりますけど、その真偽のほうをですね、やはりもっと追求をしていきながら、なぜじゃ、そういう文言が発生していくのかということで、改めてこの陳情者の皆さんたちは、申請に対するこの米軍の原本の写し、全て、それは翻訳したものではなくて、全てをやはり示していただきたい。そこに何かあるのかも含めてそれを言っているわけですから、そこは粘り強く、その原本の提示を求めていくのはこれからも絶対必要だと思いますので、そこをしっかりとお願いをしたいんですけど、いかがでしょうか。

対応は今、どのような形になって……、これはもう終わった形になっているんですか。引き続き求めているのかどうかお願いいたします。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監 この件につきましては防衛局等を通して、確認はしたところであり、今後さらに、これについて求めていくかというのはまだ考えていないところではありますが、基地内へ立入りして汚染源の特定、また浄化に進めていくということが大切だと思っております、この再申請に向けて関係部局と調整してそれを進めているところです。

○山内末子委員 県民が今不安に思っている健康被害であったり、それから、活性炭の更新も含めて、直接的に県民が負担をしなければならないという現状

が目の前に来ているということを考えますと、米軍由来かどうかというところはとても大きなポイントだと思っております。

一方でやはり、米軍のほうも、ある程度その辺を認めているというような状況もあるわけですから、そこを、もっともっとう、国からそれ以上の回答はできないと言っても、そこをじゃ、どうやって積み上げていくのかというところだと思います。

2点目のそれと一緒になんですけど、立入調査についても、これまでもずっと調整をしてきております。その中で、部長のほうからは要請について、今年度中には改めてやっていきたいというのが、この間の予算委員会の中で、新垣委員のほうにもありましたけど、この辺について今どのような状況、もう今年度というのとあと2週間ぐらいなんですけど、今の状況についてお聞かせください。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監 年度内に申請を行っていききたいということでそこをめどに進めてはいるところではありますが、今、関係部局とも調整を進めている段階で、急いで何か不備があっては困りますし、準備が整い次第、早急に立入り申請は行っていききたいと考えております。明確にいつということは申し上げられませんが、準備が整い次第ということで考えております。

○山内末子委員 立入り拒否をした文言を見ていますと、とても立入りを許可できないような文言が積み上がっているような状況もありますので、そこをどういうふうにして、こちらとしてはしっかりと積み上げていくのかどうかとても大事だと思います。それを、ぜひしっかりとお願いしたいと思います。

もう一点だけお願いします、すみません。38ページの陳情第184号、奄美からの石材調達に伴う特定外来生物の侵入に関する陳情ということで、令和6年に出しております、継続の中になっておりますけれど、実際に今奄美からの届出等につきましては、どのような状況になっているのかお聞かせください。

○玉城純子自然保護課生物多様性推進監 お答えいたします。

沖縄防衛局のほうには、定期的に自然保護課のほうから問い合わせを行っておりますが、まだ届出があるというような情報はいただいております。

以上です。

○山内末子委員 まだ届出はないですし、実際に入ってはきていないと、令和6年当時にはたしか、すぐに来そうな感じでもあったんですけど、それは今のところ、検討とかそういうところもないのか、この辺についてはいかがですか。

○玉城純子自然保護課生物多様性推進監 県外からの土砂の搬入につきましては、搬入の90日前までに届出をすることというふうに条例で定めておりますので、もし搬入を予定している場合には、90日前には届出がなされるものというふうに考えております。

○山内末子委員 その中で皆さんのほうではそれに備える、いろんな専門家の皆さんたちですとか、委員の皆さんたちの選定もやっておりますし、準備はやっていると思っております。そこをしっかりとお願いをしたいと思いますが、7項目目にあります、那覇空港の滑走路のときの状況ですけれど、この中で、県のほうも調査していますよね、この調査の状態について、具体的にお聞かせください。7項目目です。

○玉城純子自然保護課生物多様性推進監 答えいたします。

那覇空港の届出の際の県の対応ですけれども、届出があった後に専門家の委員の皆さんへ意見を聴取をしまして、それから現地のほうに視察に行っております。現地の視察を2回ほど行いまして、その後また専門家の方に意見を聴取しています。最終的に県のほうから助言を行いまして、クモですとか、種子等の目視確認の有効性を改めて評価することですとか、運搬経路について、特定外来生物の調査を定期的を実施し、生息が確認された場合は適切に対策を講じることなどの助言をしております。助言は2回ほど行いまして、最終的に立入調査は合計5回行っております。

以上です。

○山内末子委員 そこでは調査を実施していて、そのときには出てなかったと、見つけられなかったと言っていますけれど、実際には全てで、外来種を確認されているんですよね。

そういったところから見ますとやはりその調査というのはとても難しい、この外来種の特定というのはとても難しいところだと思っておりますので、しっかりと専門性というのをさらに高めていただき、次回またそういうような、今、奄美のほうからまだ入ってきていませんけど実際にはこれから、さらに工事が進む形になっていきますと、どうしても煩雑な形で、どんどん入ってくると、煩雑な形で入ってくる状況というのが生まれかねませんので、そういった観点からもぜひ調査能力というんですかね、それも高めるべき、研修なり何な

りも必要かと思えますけど、しっかり外来種対策について、部長の見解、最後にお聞きして終わりたいと思います。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

この処理方針の中にもいろいろ書いておりますけれども、我々届出が出るときに備えていろいろ人員の配置とか、そういったのを備えているところですが、専門家に意見を聞きながらどういったものが、どういった視点を持って検査すればいいのかとか、事前に、奄美とかにどういった特定外来種がいるのかという部分も確認しております。

また、職員に対しても、いろいろ動員をかけて、体制を、チームを組んでいくと思いますので、その辺りの職員に対する研修部分も、この土砂条例の話、それから特定外来生物の話、こういったものを少しずつ今やっているところですので、届出が出るときに備えてしっかりこの体制は準備していきたいというふうに考えております。

○山内末子委員 頑張ってください。

以上です。

○仲里全孝委員長 これで山内末子委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員 山内委員関連の立入調査、P F A S の、陳情第15号73ページ、立入り不許可の回答として、調査の結果を日米双方が適切に評価することができる環境基準がないことや、米軍施設等が汚染源であることを示す科学的根拠が、明確なサンプル調査のデータが不足していること、あるいは県から供給される浄水に切り替えたこと等の理由ありますけれども、これに対する再申請の対策というのは、具体的にどういうこと、検討されているのか、それだけお願いします。

○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監 米側からは日米双方が強化することができる環境基準等や排水基準がないということは指摘されておりますが、現在国のほうで示しているP F O S等の指針値というのはございまして、県としてはその指針値でもって対応するという事で考えています。対応するという事は国にも、米側の理解を示していただくようにということで国からも、そ

ういった助けをとにかく求めて、米側に対してもちゃんと理解を求めてくださいということで、お願いするところでございます。

あと米軍基地・施設が汚染源であることを示す科学的根拠が明確なサンプル調査データというのは、普天間飛行場周辺の汚染源調査については、専門家の方を入れて科学的根拠を示すようなデータということで、今まで調査してその結果も出ておりますので、そういったものを示しながら、これはクリアできるものだと考えております。

○福元淳企業局配水管理課危機管理室長 企業局としまして、環境基準のほうは一応環境部を中心にやっていたところなんです。根拠データ、例えば嘉手納基地が主な汚染源である蓋然性という部分のデータに関しては、これまでも防衛局ですとか、防衛省、そこら辺に示してきているデータがございますので、そういったものをつけて、改めて説明していきたいと考えております。以上です。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございました。

○仲里全孝委員長 これで瑞慶覧長風委員の質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。どうぞ御退席ください。

（休憩中に、執行部退席）

○仲里全孝委員長 再開いたします。

議案及び請願等に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序等について協議)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

乙第19号議案沖縄県空港設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、乙第20号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例及び乙第21号議案沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の3件を一括して採決いたします。

お諮りします。

ただいま議案3件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第19号議案から乙第21号議案までの3件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第32号議案工事請負契約について、乙第41号議案訴えの提起について、乙第42号議案から乙第45号議案までの車両損傷事故に関する和解等について、及び乙第46号議案損害賠償の額の決定についての7件を一括して採決いたします。

お諮りします。

ただいまの議案7件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第32号議案、乙第41号議案から乙第46号議案までの7件は可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願等の採決に入る前に、その取扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

休憩中に御協議いたしましたとおり、陳情令和6年第124号、同第125号、同第139号、同第143号、陳情令和7年第68号及び同第102号を採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

請願令和6年第6号外4件及び陳情令和6年第72号の4外77件を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件についてを議題といたします。

先ほど閉会中継続審査・調査すべきものと決定した請願5件及び陳情78件と、ただいまお示ししました本委員会所管事務調査事項を閉会中に継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

次に、お諮りします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案及び請願等の処理は全て終了しました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 仲里全孝